

## 最終答申報告書（案）に関する御意見と検討結果

頁	御意見（修正前）	検討結果（修正後）
表紙	ごみ処理施設整備基本構想策定検討委員会は「策定」が不要ではないか。	策定の文言を削除します。
目次 4	「不燃物処理施設の更新方法に関すること」内容をみると更新方法ではなく更新とした方が良いのではないか。	諮問事項の内容として「不燃物処理施設の更新方法に関すること」としてあげているので、「更新方法」という名称を使用します。
P.1 (1)、 図1 P.7 (4) ③	「基本設計」ではなく「基本計画」ではないか。	弊組合では新ごみ処理施設の整備について、「基本計画」という文言は使用せずに「基本設計」で完結する方針であることから、「基本設計」という文言を使用します。
P.2 表 3 ごみ高速たい肥化施設 可燃ごみ及び 可燃性粗大ごみの処理	ごみ高速たい肥化施設では紙類は処理しないのではないか。	紙類について文言を削除します。
P.3 表 4 処理方式 P.4 表 5 No. P.5 二次選定結果	表 4 で割り振られた処理方式の番号を2次選定で使われる番号と合わせた方が良いのではないか。	御指摘のとおり修正します。
P.4 表 5 ストーカ方式 +メタンガス化方式 結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通常のごみ焼却施設に加え、メタンガス化施設が附帯されるため、運転人員が増えることによる維持管理費の増加が見込まれる。また、複数施設の稼働による施設補修費、点検整備費の増加が想定される。</li> <li>・ ごみ発電が困難となる小規模施設（約70t/日未満）でもバイオガス発電による売電が可能であるが、本施設では単純焼却でも発電が可能な施設規模であるため、あえて選択するメリットが低い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通常のごみ焼却施設に加え、メタンガス化施設が附帯されるため、必要用地面積が大きくなり、建設費も増加する。さらに、運転人員が増えることによる運転管理費の増加や複数施設の稼働による施設補修費、点検整備費の増加が想定される。</li> <li>・ ごみ発電が困難となる小規模施設（約70t/日未満）でもバイオガス発電による売電が可能であるが、本施設では焼却のみでも発電が可能な施設規模であるため、あえて選択するメリットが低い。</li> </ul>
P.4 表 5 流動床方式 +メタンガス化方式 結果	競争性は方式に依存するものではないため、「競争性が発揮できないこと」は不要ではないか。	御指摘のとおり削除します。 併せて「技術を保有するプラントメーカーが1社しかなく、競争性が発揮できない。」も削除します。
P.5 図 2、表 6 P.6 表 7 概要 P.6 表 8 概要	県内には他にも受け入れ可能な民間会社があるが、なぜ太平洋セメントのみ固有名詞がついているのか。	太平洋セメントを埼玉県内の民間会社に変更します。また、表6、表7についても民間会社に変更いたします。
P.6 表 8 概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 助燃剤としてコークスや消石灰を使用するため、二酸化炭素排出量増やコスト増に繋がる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 還元剤としてコークスや塩基度調整剤として消石灰を使用するため、二酸化炭素排出量増やコスト増に繋がる。</li> </ul>
P.7 (4) ② 1行目	「本施設は基本コンセプトとして、「環境に配慮した施設」を挙げている。」方式の選定では”環境に配慮”にはほとんど触れておらず文章の流れから違和感がある。	御指摘の箇所について削除します。

P.7 ② ③	<p>②公害防止基準設定の必要性 本施設は基本コンセプトとして、「環境に配慮した施設」を挙げている。 現在のような公害防止の法体系が整備されてきている状況においても、法令の補完的な役割や地域住民の方の環境問題への意識の高まりを盛込むなどして、自主基準の必要性は増してきている。 したがって、本施設においても既存の法律や条例に沿った上で自主基準を設定することは、重要項目の一つと捉えられるため、自主基準を設定するものとする。</p> <p>③公害防止基準の方針 基本設計にて決定する方針とする。</p>	<p>②公害防止基準設定の必要性 現在のような公害防止の法体系が整備されている状況においても、法令の補完的な役割や地域住民の方の環境問題への意識の高まりなどを鑑みると、自主基準の必要性はますます高まってきている。 したがって、本施設においても既存の法律や条例の遵守はもとより、それを上回る対応を図ることは、重要項目の一つと捉えられるため、自主基準を設定するものとする。</p> <p>③公害防止基準の決定 基本設計にて決定する方針とする。</p>
P.8 表10 No.1 内容	「個別の業務として」とあるが、必ずしも個別業務でなくても、長期包括業務委託もできるのではないか。	個別の業務の中に長期包括業務委託も含まれている認識のため、内容としてはそのまま残します。
P.8 表10	出典：ごみ処理施設整備の計画・設計要領2017改訂版 上記について、そのままの引用ではないため、削除してはどうか。	御指摘のとおり削除します。
P.9 表11	出典：ごみ処理施設整備の計画・設計要領2017改訂版 上記について、出典から引用ではないため、削除してはどうか。	御指摘のとおり削除します。
P.10 表12 公設公営方式 デメリット	「将来の職員採用計画を検討する必要がある」 公設公営だけに将来の職員採用計画を検討する必要があるとしているが、DBO、PFIにおいても事業のモニタリングは必要であり、知識や経験がある職員が必要となる。また、DBO、PFIの契約期間終了後を考慮すると全ての事業方式に対して同様のことが言えるのではないか。	公設公営のデメリットとして記載した「②適切な人材配置が必要なため、将来の職員採用計画を検討する必要がある」の文言を削除します。
P.10 表12 公設民営方式 デメリット	民間のノウハウや発想を生かすならば自ら稼ぐ方法を考えることが必要だが、現在、自治体の焼却施設で実施されているDBOでは、稼ぐことが許されていないため、民営のメリットが少ないと思われる。	DBOのデメリットに「事業範囲が限定的なごみ処理施設では、事業者の工夫による利益確保が難しいため、コスト削減効果が限定的となる」を追加します。
P.10 表12 民設民営方式 デメリット	「民間資金の調達により資金調達コストは高く、施設所有による固定資産税の負担が生じる」とあるが、これは行政から見たデメリットであるのか。所有権は自治体に移るため固定資産税は考えなくてもよくなるメリットがあり、他事業体をみても処理単価が高くなるとは言えないのではないか。	PFIのデメリットとして記載した「民間資金の調達により資金調達コストは高く、施設所有による固定資産税の負担が生じる」の文言を削除します。

<p>P.10 表12 民設民営方式 デメリット</p>	<p>「事業範囲が限定的なごみ処理施設では、事業者の工夫による利益の確保が難しく、事業者の参入意欲が低い状況にある」 とあるが、実際には融資にあたって企業秘密の開示を求められる等の金融機関との調整の煩雑さから事業者が参集したがないという見解がある。</p>	<p>PFIのデメリットを「資金調達における金融機関との調整の煩雑さ等から事業者の参入意欲が低い状況にある」に変更します。</p>
<p>P.10 (4)</p>	<p>(4)事業方式についてのまとめ</p>	<p>(4)事業方式について</p>
<p>P.13 表16 災害防災拠点 新施設への導入について</p>	<p>上記の状況より、災害時の避難施設としての機能は他施設で補完することとし、「廃棄物処理施設整備計画」に示される<b>災害時の復旧活動展開の基礎となる施設</b>としての機能を導入することとする。 必要な機能については、周辺施設との<b>兼ね合いから</b>地元自治体と協議して決定していくものとする。</p>	<p>上記の状況より、災害時の避難施設としての機能は他施設で補完することとし、「廃棄物処理施設整備計画」に示される<b>「地域防災拠点として、自律分散型の電力供給や熱供給等の役割を期待できる」</b>施設としての機能を導入することとする。 必要な機能については、周辺施設との<b>関係も含めて</b>、地元自治体と協議して決定していくものとする。</p>
<p>P.13 表16 環境学習に係る啓発施設 新施設への導入について</p>	<p>本組合では、<b>別途粗大ごみ処理施設（リサイクルセンター）</b>の建替を計画しているため、リサイクルセンターに関連する<b>環境学習機能はリサイクルセンターの建て替え時に検討する。</b> 一方で、これまでも熊谷衛生センターや深谷清掃センターでは小学生等の環境学習の受け入れ先として機能しており、引き続き<b>廃棄物処理を通じた環境学習の支援</b>を行っていくことが望ましい。 ↓ 従って、環境学習に係る啓発施設の導入は、機能を絞って取り入れることとし、具体的な内容については、周辺施設との<b>兼ね合いから</b>地元自治体と協議して決定していくものとする。</p>	<p>本組合では、<b>これまでも熊谷衛生センター、深谷清掃センター及び江南清掃センター</b>では小学生等の環境学習の受け入れ先として機能しており、引き続き<b>廃棄物処理を通じた環境学習支援</b>を行っていくことが望ましい。 一方で、<b>別途粗大ごみ処理施設（リサイクルセンター）</b>の建て替えを計画しているため、リサイクルセンターに関連する<b>学習機能についても検討する必要がある。</b> ↓ 学習に係る啓発施設の導入は、<b>必要な機能に絞って</b>取り入れることとし、<b>施設数等を含め</b>、具体的な内容については、周辺施設との<b>関係も含めて</b>地元自治体と協議して決定していくものとする。</p>
<p>P.13 表16 余熱を利用した温水施設</p>	<p>必要な機能については、周辺施設との<b>兼ね合いから</b>地元自治体と協議して決定していくものとする。</p>	<p>必要な機能については、周辺施設との<b>関係も含めて</b>、地元自治体と協議して決定していくものとする。</p>
<p>P.13 表16 その他、 イメージアップ機能</p>	<p>イメージアップ機能は設置費や維持管理費、地域の特性や周辺施設との<b>兼ね合い等から</b>地元自治体と協議して決定していくものとする。</p>	<p>イメージアップ機能は設置費や維持管理費等の<b>費用対効果</b>、地域の特性や周辺施設との<b>関係等も含めて</b>、地元自治体と協議して決定していくものとする。</p>
<p>P.14 (2)</p>	<p>(2) 不燃物処理施設の更新<b>方法</b>について 不燃物処理施設は建設後38年を経過しており、経年劣化が<b>見られつつある状況である</b>。今後は様々な課題（処理対象物、更新時期、事業方式等）の<b>洗い出しをしつつ</b>、施設の更新<b>方法</b>について調査・検討を行っていく。</p>	<p>(2) 不燃物処理施設の更新について 不燃物処理施設は建設後38年を経過しており、経年劣化が<b>進みつつある</b>。今後は様々な課題（処理対象物、更新時期、事業方式等）の<b>整理を行うなど</b>、施設の更新について調査・検討を行っていく。</p>